

川崎港を利用される船社様へ

# 2024年度 川崎港利用促進コンテナ貨物補助制度 のご案内

国際コンテナ戦略港湾である京浜港（川崎港、東京港、横浜港）は、海外諸港を利用し輸出入されているコンテナ貨物について、京浜港への利用転換等を支援し、京浜港を起点とした海上コンテナ輸送のさらなる活性化に向けて、2011年度からコンテナ貨物に対する補助制度を実施しています。

川崎市においては、「川崎港利用促進コンテナ貨物補助制度」を創設し、川崎港への集荷促進を図ってまいりました。

2024年度も本制度を実施します。ぜひ、これらの制度を活用いただき、川崎港をご利用ください。

申請受付期間

**2024年5月1日～2025年2月28日**

※補助金交付予定額の合計が、2024年度の予算額に達した場合は、受付を終了します（市HPでお知らせします）

補助対象者

外航船社及び内航船社、外航船社及び内航船社の代理店、港湾運営会社

補助対象貨物

**2024年4月1日～2025年3月31日**の間に、船舶（はしけを含む）により川崎港において輸出、輸入、移出又は移入された海上コンテナ貨物（**実入りコンテナのみ**）

補助対象事業

事業区分	(1) 新規航路開設事業	(2) 航路改編事業	(3) 増加事業
事業の内容	川崎港コンテナターミナルと外国諸港湾又は国内諸港湾との間で、新たに定期航路を開設し、航路開設日から2年を経過していない事業	航路改編等により、川崎港コンテナターミナルと国内外の新たな寄港地との間で海上コンテナを輸出、輸入、移出又は移入する事業で、寄港を開始した日から2年を経過していない事業	川崎港コンテナターミナルと新規航路開設事業及び航路改編事業における寄港地を除く寄港地との間で、海上コンテナを輸出、輸入、移出又は移入する事業で当該年度の取扱貨物量が前年度の取扱貨物量より増加する事業
利用条件	継続的に（毎月1FEU以上）川崎港を利用すること。		
補助金額	1FEUあたりの単価	<1年目> 5,000円（外航） 3,000円（内航） <2年目> 3,000円（外航） 2,000円（内航）	5,000円（外航） 3,000円（内航）
	1事業あたりの上限金額	2,000万円	

HP



川崎港 コンテナ補助



お問い合わせはこちらまで

川崎市港湾局港湾経営部経営企画課 TEL 044-200-3628

メール 58keiki@city.kawasaki.jp 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 16階

# 補助金の申請から交付まで

## 事業者様

①補助金交付申請

⑤受領

⑥定期報告

⑧実績報告

⑫受領

⑬請求

⑮補助金受領

申請書類一式を提出（第1号様式）  
補助金交付決申請書／事業計画書／会社概要／誓約書

コンテナ貨物補助事業審査委員会での審査後に「補助金交付決定通知書」を送付

原則毎月末までに、前月分の実績を証明書類（ターミナルオペレーター等の発行する第三者証明等）を添えて報告

※ 事業計画の変更や、補助対象貨物量の「1TEU以上の増加」又は「20%以上の減少（計画値が200FEU以上の事業に限る）」が見込まれる場合は、「補助金交付変更決定申請書」（第6号様式）を提出

当該年度の事業終了時に、補助金交付決定事業実績報告書（第3号様式）を提出

（事業開始日から3月31日までの実績）

コンテナ貨物補助事業審査委員会での審査後に「補助金額確定通知書」を送付

請求書（第5号様式）を提出

口座振込み

## 川崎市

②受付

③審査

④補助金交付決定

⑦確認

⑨受付

⑩審査

⑪補助金額確定

⑭補助金交付